

令和2年1月 勝山市定例農業委員会

1. 開催日時 令和2年1月24日（金） 午後3時から午後4時30分
2. 開催場所 勝山市民会館 3階 第1会議室
3. 出席委員 農業委員12名 農地利用最適化推進委員8名

会長	1番	松村 勘兵衛			
会長職務代理者	2番	中村 栄治			
農業委員	3番	牧野 元恵	8番	田中 政男	
	4番	酒井 清泰	9番	山内 百合子	
	5番	笠松 邦造	10番	山口 拓雄	
	6番	北山 謙治	11番	前田 壽夫	
	7番	須見 則雄	12番	平泉 節子	
農地利用最適化推進委員					
	1番	境井 義樹			
	2番	本多 範行	7番	辻 総一郎	
	3番	松川 隆	8番	牧野 雅夫	
	4番	吉田 新一	9番	鳥山 豊一	
			10番	松山 隆重	
4. 欠席委員 農業委員0名 農地利用最適化推進委員2名

5. 審議内容・結果

議案番号	議案名	審議結果
議案第41号	農地法第5条第1項の規定による許可申請意見について	可決
議案第42号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(所有権の移転)	可決
議案第43号	現況証明願いについて	可決
議案第44号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業による賃借権の設定)	可決
議案第45号	農地利用配分計画(案)に対する意見聴取について(農地中間管理事業による賃借権の設定)	可決
議案第46号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(賃借権の設定)	可決
議案第47号	農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について	可決

- (協議事項) (1) 農地利用最適化の推進に向けて
- (報告事項) (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 (2) 農地法第18条第6項の規定による通知について

6. 農業委員会事務局職員 事務局長 竹生 禎昭 主任 多田 喜代彦 主任 山本 典子

7. 会議の概要

事務局長	ただいまから令和2年1月定例農業委員会を開催いたします。本日の会議ですが、松井委員は、所用のため欠席する旨の届出がありました。それでは、松村会長よりごあいさつを申し上げます。
松村会長	会長あいさつ 本日の日程ですが、次第に基づき定例農業委員会の議案審議を行い、協議事項の「農地利用最適化の推進に向けて」は、最後に協議をお願いします。なお、全員での協議といたします。終了予定は、遅くとも午後4時30分を予定しています
局長(竹生)	ありがとうございました。それでは、これからは会議規則により、会長が議長として議事進行をお願いします。
議長(会長)	これより本日の会議に入ります。事務局から1月分の経過報告を申し上げます。
事務局(多田)	それでは、1月分の経過報告をいたします。「経過報告 説明」
議長(会長)	事務局からの報告はお聞きのとおりです。なにかご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、次に本日の議事録署名委員ですが、5番 笠松邦雄委員、6番 北山謙治委員の両名をお願いします。
事務局(山本)	これより議事に入ります。日程第1議案第41号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見についてを議題とします。事務局より説明願います。
議長(会長)	では、議案第41号農地法第5条第1項の規定による許可申請意見について、ご説明いたします。
前田委員	このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告を願います。 地図の1頁をご覧ください。申請地は、大勝石油があって以前にハリカのあったところの横となります。貸人と借人は、祖父母と孫の関係です。借人は現在福井市にお住まいですが、勝山に帰って家を建てたいそうです。特に問題はないと考えます。
議長(会長)	報告は以上です。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。
辻委員	分筆はするのですか。
事務局(山本)	分筆はしないで一部転用という形を採ります。農地法の許可は分筆をしなくても可能です。
議長(会長)	他にございませんか。ないようですので、これより、議案第41号について採決いたします。議案第41号は、原案どおり「許可相当」との意見を付して承認することに異議ございませんか。
全員	異議なし
議長(会長)	それでは、議案第41号農地法第5条第1項の規定による許可申請意見については、原案のとおり「許可相当との意見を付して」承認することに決しました。 続きまして、日程第2議案第42号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(所有権の移転)を議題とします。事務局より説明願います。
事務局(山本)	それでは、議案第42号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(所有権の移転)、ご説明いたします。
議長(会長)	このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告を願います。
酒井委員	先般20日に現地確認をしました。若干単価が安いと感じられる部分もありますが、譲渡人の子供は県外で暮らしており、帰ってくる予定は全くありません。譲渡人もその

	妻も子供の住む関西地方に移住しています。今回譲渡人の土地を売買するために近所3軒に相談したところ、手が上がったのが譲受人です。全て売ってしまうためにこのような値段設定になったものと思われます。審議のほどよろしくお願ひします。
議長(会長)	報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、これより、議案第42号について採決いたします。議案第42号は、原案どおり承認することに異議ございませんか。
全員	異議なし
議長(会長)	それでは、議案第42号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)は、原案どおり承認することに決しました。続きまして、日程第3議案第43号現況証明願ひについてを議題とします。事務局より説明願ひします。
事務局(山本)	それでは、議案第43号現況証明願ひについて、ご説明いたします。
議長(会長)	このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告を願ひします。
笠松委員	写真資料の15、16頁をご覧ください。現地は雑草が生えていて、かつて土蔵が建っていたとの確認はできなかったのですが、非農地としてお認めいただきたい。よろしくお願ひします。
前田委員	写真資料の17、18頁をご覧ください。申請地は奥に建っています小屋と手前の部分になりますが、先日降りました雪が覆っている状態でした。特に問題ないと思われます。よろしくお願ひします。
笠松委員	写真資料の19、20頁をご覧ください。申請地は庭というよりも家庭菜園でした。家庭菜園は非農地ということで、何ら問題ないと思われます。よろしくお願ひします。
酒井委員	写真資料の21～26頁をご覧ください。16-21は樹木と藪で到底農地にできる状態ではありません。22-3は杉の木が植わっていて山林となっています。29-6-1は、写真資料は雪に覆われていますが、現地調査の際は雪はありませんでした。かつて土蔵が建っていましたが現在は取り壊されてこのような状態となっています。よろしくお願ひします。
議長(会長)	報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、これより、議案第43号について採決いたします。議案第43号は、原案どおり承認することに異議ございませんか。
全員	異議なし
議長(会長)	それでは、議案第43号現況証明願ひについては、原案どおり承認することに決しました。続きまして、日程第4議案第44号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(中間管理事業による賃借権の設定)と、日程第5議案第45号農用地利用配分計画(案)に対する意見聴取についてを、議題とします。これらは関連がありますので一括して行います。事務局より説明願ひします。
事務局(多田)	それでは、議案第44号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(中間管理事業による賃借権の設定)及び議案第45号農用地利用配分計画(案)について、ご説明いたします。
議長(会長)	説明は以上です。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。
中村代理	今回から、借り手の年齢を入れています。16、17番の借り手の年齢が違うのではな

	いでしょうか。
事務局(多田)	こちらは、農地台帳の年齢を入力しています。農地台帳は年1回の更新なので、従って、平成31年4月1日時点の年齢となります。
議長(会長)	他にございませんか。ないようですので、これより、議案第44号について採決いたします。議案第44号は、原案どおり承認することに異議ございませんか。
全員	異議なし
議長(会長)	それでは、議案第52号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(中間管理事業による賃借権の設定)は、原案どおり承認することに決しました。
	続きまして、議案第45号について採決いたします。議案第45号は「適当である」旨の意見を付すことに異議ございませんか。
全員	異議なし
議長(会長)	それでは、議案第45号農用地利用配分計画(案)については、「適当である」旨の意見といたします。
	続きまして、日程第6議案第46号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(賃借権の設定)を議題とします。事務局より説明願います。
事務局(多田)	それでは、議案第54号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(賃借権の設定)、ご説明いたします。
議長(会長)	説明は以上です。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。
山内委員	14、15番の案件ですが、田が小さいのに賃料が高いのではないのでしょうか。
事務局(多田)	こちらは相対ですが、計画書を見ますと確かにこの賃料での設定となっております。理由はわかりませんが、双方の話合ひの上で、設定されたものです。
議長(会長)	他にございませんか。ないようですので、これより、議案第46号について採決いたします。議案第46号は、原案どおり承認することに異議ございませんか。
全員	異議なし
議長(会長)	それでは、議案第46号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(賃借権の設定)は、原案どおり承認することに決しました。
	続きまして、日程第7議案第47号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について を議題とします。事務局より説明願います。
事務局(多田)	それでは、議案第47号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について ご説明いたします。
議長(会長)	説明は以上です。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。
牧野元委員	1、2、5番の案件ですが、農業振興地域内の農用地であるのに非農地とあるのはどういふことでしょうか。
事務局(多田)	現地パトロールを行いまして、現地は樹木が生えていて、非農地化されていきました。牧野委員のおっしゃるように農業振興地域内の農用地であります。現況でもって判断させていただきました。
牧野元委員	農業振興地域内の農用地ということは、周りの農地に迷惑がかかるのではないですか。非農地にしたら、周りに迷惑がかかることもあると思うので、所有者に対し、そのよ

	うな指導をいないといけないのではないのでしょうか。
事務局(多田) 議長(会長)	こちらの所有者は市外にお住まいで、物理的に管理できない実情があります。農振除外はしなくていいのですか。
中村代理	農振除外と一緒にするものなのでは。除外するなら新たに審議です。
事務局(多田) 議長(会長)	お調べし、必要な手続きについては、対応します。 他にご意見、ご質問ございませんか。ないようですので、議案第47号は原案どおり承認することに異議ございませんか。
全員	異議なし
議長(会長)	それでは、議案第47号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断については、原案のとおり承認することに決しました。 次に、報告事項に入ります。農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局から報告願います。
事務局(山本) 議長(会長)	それでは、農地法第3条の3第2項の規定による届出について 報告いたします。 このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、次に農地法第18条第6項の規定による通知について事務局から報告願います。
事務局(多田) 議長(会長)	それでは、農地法第18条第6項の規定による通知について報告いたします。 このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、その他に入ります。先に、先月の定例会における酒井委員の質問に対し事務局より説明いたします。
事務局(山本) 議長(会長)	それではご説明いたします。 このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、2月定例農業委員会の開催について、事務局より説明願います。 次回は、2月25日(火) 午後1時30分からを開催予定としております。 次に協議事項の、集落説明会の状況についてを議題とします。事務局より説明願います。
事務局(多田) 議長(会長)	それでは、ご説明いたします。 各地区の状況について、委員より報告をお願いします。
境井委員	荒土地区 報告
笠松委員	北郷地区 報告
前田委員	村岡地区 報告
事務局(多田) 議長(会長)	伊知地区 報告 このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。 1月定例農業委員会の全体会議が終了いたしましたので、閉会のことばを職務代理者が申し上げます。
中村代理	閉会のことば

勝山市農業委員会会議規則第18条の規定により、会議の顛末を称するためにこれに署名する。

会長 松村 勘兵衛 ㊟ 5番 笠松 邦造 ㊟

6番 北山 謙治 ㊟